

## 令和 8 年度 新たに利用定員を設定する教育・保育施設等について

### 1. 趣旨

特定教育・保育施設等の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、「子ども・子育て会議」の意見を聴取する必要がある旨、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項及び第 43 条第 2 項（別紙 2※1 参照）に規定されていることから、令和 8 年度に新たな利用定員を設定することについてのご意見を伺うものです。

### 2. 新たに定める利用定員について

今回利用定員を定める施設は全て公募によらず、整備補助を伴わない施設です。詳細については、別紙 1「令和 8 年度新たに開園及び移行する施設について」をご参照ください。

【表 1】 (単位：人)

| 区  | 新たな利用定員を設定する施設数 | 1 号   | 2 号 | 3 号<br>(2 歳) | 3 号<br>(1 歳) | 3 号<br>(0 歳) | 計     |
|----|-----------------|-------|-----|--------------|--------------|--------------|-------|
| 堺  | 2 施設            | 9     | 0   | 7            | 7            | 2            | 25    |
| 中  | 1 施設            | 0     | 0   | 3            | 2            | 2            | 7     |
| 東  | 1 施設            | 270   | 90  | 0            | 0            | 0            | 360   |
| 西  | 1 施設            | 216   | 47  | 0            | 0            | 0            | 263   |
| 南  | 3 施設            | 240   | 77  | 9            | 5            | 6            | 337   |
| 北  | 3 施設            | 414   | 65  | 0            | 0            | 0            | 479   |
| 美原 | 0 施設            | 0     | 0   | 0            | 0            | 0            | 0     |
| 全市 | 11 施設           | 1,149 | 279 | 19           | 14           | 10           | 1,471 |

#### 【1～3 号の認定区分について】

##### 1 号（認定）児童

満 3 歳以上で、保育に必要な事由（保護者の就労、妊娠、出産、疾病、障害など）がなく、教育標準時間 4 時間程度で通園する児童。

##### 2 号（認定）児童

満 3 歳以上で、保育に必要な事由があり、保育標準時間（原則 11 時間以内）や保育短時間（原則 8 時間以内）で通園する児童。

##### 3 号（認定）児童

満 3 歳未満で、保育に必要な事由があり、保育標準時間（原則 11 時間以内）や保育短時間（原則 8 時間以内）で通園する児童。

### 3. 堺市こども計画における令和 8 年度必要整備量について

「堺市こども計画」は、こども基本法に規定する市町村こども計画として、子ども・子育て支援法第 61 条（別紙 2※2 参照）において策定することとされている「市町村子ども・子育て支援事業計画」を含む、堺市の子ども・子育て支援に関する施策を総括する計画であり各計画を包含するものです。本計画において、量の見込み（ニーズ）や供給体制の確保方策を設定します。

堺市における 2 号・3 号の令和 8 年度必要整備量は表 2 のとおりです。なお、1 号については、量の見込みに対して十分な供給体制を既に確保している（必要整備量 0 人）のため、表 2 には表示していません。

### 必要整備量

量の見込み（ニーズ）に対し、整備を必要とする受入枠の量。「量の見込み（ニーズ）」は、主に過去の傾向などから予測された令和 8 年度の就学前児童数に特定・教育保育施設等への申込率を乗じて算出。

【表 2】

(単位：人)

| 区  | 2 号 | 3 号<br>(2 歳) | 3 号<br>(1 歳) | 3 号<br>(0 歳) | 計   |
|----|-----|--------------|--------------|--------------|-----|
| 堺  | 0   | 0            | 86           | 0            | 86  |
| 中  | 0   | 0            | 58           | 0            | 58  |
| 東  | 0   | 0            | 44           | 0            | 44  |
| 西  | 0   | 2            | 62           | 0            | 64  |
| 南  | 0   | 0            | 1            | 0            | 1   |
| 北  | 0   | 42           | 190          | 0            | 232 |
| 美原 | 0   | 7            | 6            | 0            | 13  |
| 全市 | 0   | 51           | 447          | 0            | 498 |

#### 4. 令和 8 年度新たな利用定員と必要整備量との差について

表 1 における令和 8 年度新たな利用定員から、表 2 における令和 8 年度必要整備量を差し引いた量は表 3 のとおりです。保育需要の動向を注視しながら受入枠の確保に取り組んだため、一部の区域・号において、必要整備量に達していませんが、結果としては、令和 3～7 年と 5 年連続で待機児童数「0 人」を達成しています。

受入枠の確保については、引き続き保育需要の動向を注視しながら取り組んでいきます。（下表において、▲で表示されている箇所が、必要整備量に達していない部分。）

なお、必要整備量を満たしているに関わらず、新たな利用定員を設定している区域・号があるのは、公募以外の施設については、事業者からの申請に基づき、認可を行うものであり、認定こども園法等の規定上、「子ども・子育て支援事業計画に支障があると認められる場合は、認可しないことができる」とあるものの、現在の必要整備量の状況からは、子ども・子育て支援事業計画に明確な支障があると認められるものではないことから基準を満たす施設について認可を行うことによるものです。

【表 3】

(単位：人)

| 区  | 2 号 | 3 号<br>(2 歳) | 3 号<br>(1 歳) | 3 号<br>(0 歳) | 計    |
|----|-----|--------------|--------------|--------------|------|
| 堺  | 0   | 7            | ▲79          | 2            | ▲70  |
| 中  | 0   | 3            | ▲56          | 2            | ▲51  |
| 東  | 90  | 0            | ▲44          | 0            | 46   |
| 西  | 47  | ▲2           | ▲62          | 0            | ▲17  |
| 南  | 77  | 9            | 4            | 6            | 96   |
| 北  | 65  | ▲42          | ▲190         | 0            | ▲167 |
| 美原 | 0   | ▲7           | ▲6           | 0            | ▲13  |
| 全市 | 279 | ▲32          | ▲433         | 10           | ▲176 |

## (参考) 令和 8 年度新たに利用定員を設定する施設の一覧等について

## 令和 8 年度新たに開園及び移行する施設について

| 区 | 施設名                       | 施設類型        | 利用定員設定の理由       | 令和 8 年度利用定員 |     |              |              |              |     |
|---|---------------------------|-------------|-----------------|-------------|-----|--------------|--------------|--------------|-----|
|   |                           |             |                 | 1 号         | 2 号 | 3 号<br>(2 歳) | 3 号<br>(1 歳) | 3 号<br>(0 歳) | 計   |
| 堺 | 堺北幼稚園 (※1)                | 幼保連携型認定こども園 | 幼稚園型認定こども園からの移行 | 30          | 20  | 5            | 3            | 2            | 60  |
|   | 龍谷こども園 (※1)<br>(旧: 龍谷保育園) | 幼保連携型認定こども園 | 保育所からの移行        | 9           | 78  | 26           | 20           | 6            | 139 |
| 中 | ハルノ保育園 (※1)<br>(旧: COCO)  | 小規模保育事業 A 型 | 家庭的保育事業からの移行    | 0           | 0   | 5            | 4            | 3            | 12  |
| 東 | 利晶学園幼稚園                   | 幼稚園型認定こども園  | 私学助成幼稚園からの移行    | 270         | 90  | 0            | 0            | 0            | 360 |
| 西 | 鳳幼稚園                      | 幼稚園型認定こども園  | 私学助成幼稚園からの移行    | 216         | 47  | 0            | 0            | 0            | 263 |
| 南 | 美木多幼稚園 (※2)               | 幼稚園型認定こども園  | 私学助成幼稚園からの移行    | 120         | 45  | 15           | 12           | 9            | 201 |
|   | 原山台幼稚園                    | 幼稚園型認定こども園  | 私学助成幼稚園からの移行    | 30          | 12  | 3            | 0            | 0            | 45  |
|   | 香梅幼稚園                     | 幼稚園型認定こども園  | 私学助成幼稚園からの移行    | 90          | 20  | 0            | 0            | 0            | 110 |
| 北 | 中央幼稚園                     | 幼稚園型認定こども園  | 私学助成幼稚園からの移行    | 174         | 50  | 0            | 0            | 0            | 224 |
|   | 金岡二葉幼稚園                   | 幼稚園型認定こども園  | 私学助成幼稚園からの移行    | 240         | 15  | 0            | 0            | 0            | 255 |
|   | ふくろうの森学園 (※1)             | 保育所型認定こども園  | 保育所からの移行        | 0           | 28  | 9            | 8            | 5            | 50  |

(※1) の園について、移行前の利用定員数 (堺区 180 人、中区 5 人、北区 50 人) を差し引いた定員を表 1 の令和 8 年度の新たな利用定員へ反映しています。

(※2) の園について、移行にあたり美木多チコス (小規模保育事業 A 型) と合併します。美木多チコスの利用定員数 19 人を差し引いた定員を表 1 の令和 8 年度の新たな利用定員へ反映しています。

## 新たに利用定員を設定することに係る関係法令について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の概要

### ※ 1

（特定教育・保育施設の確認）

第 31 条第 2 項 市町村長は、特定教育・保育施設※①の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第 43 条第 2 項 市町村長は、特定地域型保育事業※②の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない。

#### 【解説】

上記により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を市が定めるときは審議会等（子ども・子育て会議）の意見を聴くこととされています。

#### 【用語の解説】

##### ※①特定教育・保育施設

平成 27 年 4 月から開始した「子ども・子育て支援新制度」により施設を運営する認定こども園、保育所及び幼稚園を総称する名称

##### ※②特定地域型保育事業

平成 27 年 4 月から開始した「子ども・子育て支援新制度」により施設を運営する小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業等の保育事業者を総称する名称

### ※ 2

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数、特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### 【解説】

上記により、堺市の子ども・子育て支援事業計画を包含するものとして「堺市こども計画」を策定し、令和 8 年度の必要整備量（人）を表 2 のとおり設定。